

第3次 おおい町  
男女共同参画プラン



平成30年3月

おおい町

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、将来にわたって豊かで活力ある社会を築いていく上で特に重要な課題であり、男女が共に生きやすい社会をつくることでもあります。

しかし、社会全般においては、人々の意識や行動のなかに、家庭・地域・職場などのあらゆる分野で性別による固定的な役割分担意識が見られ、差別・偏見、男女の役割に対する固定的な見方が未だに残っています。

また、おおい町においても、平成28年度に行った意識調査アンケートの結果をみると、「男女共同参画」について少しずつ理解は深まってきてはいるものの、依然として、不平等さを感じている方が多いということが分かりました。

（※「男女共同参画」という言葉・意味を知っている方や興味を持っている方が半数以上占めている一方で、家庭生活や職場で「男性が優遇されている」と感じている方が約半数を占めています。）

『第2次おおい町男女共同参画プラン』は、平成29年度をもって計画期間が終了するため、これまでの状況や課題、社会情勢の変化を踏まえ、より効果的な男女共同参画の推進に向けて、新たに第3次計画を策定するものです。

男女共同参画社会は、行政の取り組みだけで実現するものではありません。各個人・各組織が男女共同参画推進のために「何をなすべきか?」、「何ができるか?」を常に問う必要があります。それらが相互に影響し合い、効果が積み重なっていくのです。

そのために、広く町民の方々をはじめ、各種団体、事業所、区などに理解と協力を求め、家庭、職場、地域での実践を期待します。

『第3次おおい町男女共同参画プラン』は、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進施策の基本的方向と具体的な施策を明らかにするものであり、また、町民一人ひとりが男女共同参画推進に取り組むための指針ともなるものです。

## 2 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に基づく男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての基本的な計画として（該当箇所：第 3 章－2－基本目標Ⅱ①②）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する施策についての基本的な計画として（該当箇所：第 3 章－2－基本目標Ⅲ①）も位置付けます。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

## 第2章 計画の目標と課題

### 「いのち<sup>いのち</sup>は全ての財宝<sup>たから</sup>に勝る宝である」

男女が互いにその存在価値を認め合い、人権を尊重し、家庭や職場、地域でそれぞれの考え方や能力を生かして協力し、男女の「らしさ」を残しながら、いきいきと安心して暮らせる町、町民一人ひとりが誇りをもてる「おおい町」をつくりましょう。

### 1 目 標

この計画は男女共同参画社会の実現を目標とするものです。男女共同参画社会の実現により、男女が互いを思いやり協力し合い、性別にかかわらず個性や能力を生かせることができる町を目指すものです。

### 2 男女共同参画社会の形成を進める上での基本的視点

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であると定義しています。

このような男女共同参画社会の根底をなすものは、人権の尊重です。そこで、この計画では、「人権の尊重」と「社会のあらゆる分野での男女の共同参画」を男女共同参画社会の形成を進める上での基本的視点としています。

また、「男は仕事」という意識は、男性に社会的・経済的な責任を強いることになり、男性にとっても負担になっています。この計画は、男女とも家庭生活と地域生活、職業生活とのバランスのとれたゆとりある生活を実現し、自分らしく生き生きとした人生を送ることを目指しています。

### 3 基本目標、課題

この計画では、おおい町が目指す男女共同参画社会を3つの基本目標に集約し、その目標を実現するためにそれぞれの課題を設定します。

## 基本目標 「男女が共に築く町おおい」

男女の固定的な役割分担意識に基づく家庭のしきたりや地域での慣習の見直し、及び意識の改革を進め、政策・方針決定の場などあらゆる分野への女性の参画を拡大していくことにより創造力あふれる社会を男女が共に築くことを目標とします。

- 課題
- ① 家庭・地域での慣習の見直し及び意識の改革
  - ② 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
  - ③ 男女が共に支える農山漁村の確立
  - ④ 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

## 基本目標 「男女が共に活躍できる町おおい」

男女が互いに協力し、支え合い、家庭生活と地域生活、職業生活のバランスのとれたゆとりある生活を送ることができるような、多様な価値観やライフスタイルに対応した社会づくりを進め、性別にかかわらずそれぞれの個性や能力を発揮し、社会のあらゆる場で男女が対等に活躍できる社会の実現を目標とします。

- 課題
- ① 働く場における男女平等の実現
  - ② 男女の仕事と家庭生活の両立支援
  - ③ 男女で共に担う家庭・地域生活の実現

## 基本目標 「男女が共に安心して暮らせる町おおい」

異性に対するあらゆる暴力をなくし、全ての町民が人権を尊重し、互いに思いやり、健康で安心していきいきとした暮らしができることを目標とします。

- 課題
- ① 異性に対するあらゆる暴力の根絶
  - ② メディアにおける人権の尊重
  - ③ 男女が共に思いやる健康づくり
  - ④ 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
  - ⑤ 国際交流と協力の推進

# 第3章 計画の内容

## 1 計画の施策体系

基本目標	課題	施策の方向
Ⅰ 男女が共に築く町おおい	①家庭・地域での慣習の見直し及び意識の改革	(1) 男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し及び意識の改革
		(2) 町民の自主的な活動の支援・促進
		(3) 男女共同参画に関する調査及び情報提供
	②政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会等への女性の参画の促進
		(2) 行政等における女性職員の登用拡大
		(3) 地域、民間企業、団体等における女性参画の促進
	③男女が共に支える農山漁村の確立	(1) 地域における男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し
		(2) 地域における方針決定過程への女性の参画促進
		(3) 女性の主体性が生かせる就業条件の支援
		(4) 住みよく活動しやすい環境づくり
	④多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 家庭における男女共同参画を基本とした養育
		(2) 学校等における男女平等意識の教育
(3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進		
Ⅱ 男女が共に活躍できる町おおい	①働く場における男女平等の実現	(1) 均等な雇用の機会と待遇確保の推進
		(2) 働く女性の母性保護の推進
		(3) 女性の能力発揮の支援
		(4) 多様な働き方に伴う就業条件の整備
		(5) 自営業における男女共同参画の推進
	②男女の仕事と家庭生活の両立支援	(1) 仕事と家庭の両立のための職場環境の整備
		(2) 仕事と家庭の両立の社会的支援
	③男女で共に担う家庭・地域生活の実現	(1) 家事・育児・介護に対する男女の共同責任
		(2) 男女が共に参画する地域づくりの促進
Ⅲ 男女が共に安心して暮らせる町おおい	①異性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 異性への暴力に対する厳正な対処及び暴力防止の啓発推進
		(2) 被害者に対する相談、支援策の充実
	②メディアにおける人権の尊重	(1) メディアにおける人権の尊重
		(2) インターネット等新たなメディアの適正な利用
		(3) 行政の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進
	③男女が共に思いやる健康づくり	(1) 性と生殖に関する健康・権利に関する意識の浸透
		(2) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援
		(3) 男女の健康をおびやかす問題についての対策の推進
		(4) 性に関する教育・啓発の推進
	④高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	(1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
		(2) 高齢者が安心して暮らせる生活環境づくり
		(3) 高齢者の社会参加の促進
		(4) 障害者の自立した生活の支援
	⑤国際交流と協力の推進	(1) 国際交流と協力の推進

## 2 計画の施策内容

### 基本目標Ⅰ「男女が共に築く町おおい」

#### 課題 家庭・地域での慣習の見直し及び意識の改革

男女がそれぞれの個性を生かし、一人ひとりの能力を発揮することのできる男女共同参画社会を実現するためには、「男は仕事、女は家事」といった性別による固定的な役割分担を解消することが必要です。

家庭においても性別によって異なるしつけをしたり、子どもに対する期待の度合いが違ったりすることが見受けられます。また、地域の活動の中には男性中心の考え方で運営されるものもあります。

このようなことから、社会や地域の制度・慣行を男女共同参画という視点から見直すとともに、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく家庭や地域の慣習やしきたりの見直し及び意識の改革が必要です。

#### 施策の方向

##### (1) 男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

男女共同参画に対する認識を深め、家庭・地域における性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習・しきたりの見直しを推進するため、広報・啓発活動を積極的に行う。



#### 《数値目標》

指標名	年度	実績	年度	目標
家庭生活について、「男性が優遇されている」と回答した人	H28	54%	H34	37%以下

## 【平成28年度意識調査アンケート結果より】

**問** あなたの家庭では次の項目については誰が行っていますか？  
また、誰がすべき（してほしい）と思いますか？

項目	誰がしていますか？	誰がすべき（してほしい）と思いますか？
食事のしたく	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 77% 両方…………… 10% 家族全員…………… 3% その他（無回答含む）…………… 10%	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 33% 両方…………… 27% 家族全員…………… 23% その他（無回答含む）…………… 17%
掃除	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 63% 両方…………… 24% 家族全員…………… 10% その他（無回答含む）…………… 3%	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 10% 両方…………… 37% 家族全員…………… 40% その他（無回答含む）…………… 13%
洗濯	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 87% 両方…………… 3% 家族全員…………… 7% その他（無回答含む）…………… 3%	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 40% 両方…………… 27% 家族全員…………… 20% その他（無回答含む）…………… 13%
育児	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 37% 両方…………… 10% 家族全員…………… 17% その他（無回答含む）…………… 36%	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 10% 両方…………… 27% 家族全員…………… 33% その他（無回答含む）…………… 30%
介護	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 27% 両方…………… 13% 家族全員…………… 13% その他（無回答含む）…………… 47%	主に夫（父）…………… 0% 主に妻（母）…………… 7% 両方…………… 20% 家族全員…………… 53% その他（無回答含む）…………… 20%
ゴミ出し	主に夫（父）…………… 17% 主に妻（母）…………… 40% 両方…………… 33% 家族全員…………… 7% その他（無回答含む）…………… 3%	主に夫（父）…………… 7% 主に妻（母）…………… 10% 両方…………… 37% 家族全員…………… 33% その他（無回答含む）…………… 13%

(50～60代 30名の回答)

**問** 家庭で、何かしてもらった時に「ありがとう」と言っていますか？

項目	いつも言っている	時々言っている	全く言っていない	無回答
男性	58%	25%	17%	0%
女性	60%	40%	0%	0%



## (2) 町民の自主的な活動の支援・促進

(1) の改革を進めるため、町民の自主的な活動を支援・促進し男女共同参画意識の浸透を図る。



個人の得意分野について登録制(人材バンク)を実施してみよう！  
人材育成にもつながるだろう。

## (3) 男女共同参画に関する調査及び情報提供

本町における男女共同参画の現状を把握するために、男女共同参画に関する町民の意識等の調査を行い、施策に反映させるとともに情報の収集、提供を行う。



男女別の各種会合に参加して意見を聴いたり、変化してきた社会状況や環境を知る機会をもつことも大事だね！

## 課題 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女とも住みやすく、暮らしやすい社会を創るためには、環境保全、資源循環、生産活動、生活等あらゆる分野において、企画の段階から男女が共に参画し意見を反映させていくことが重要です。

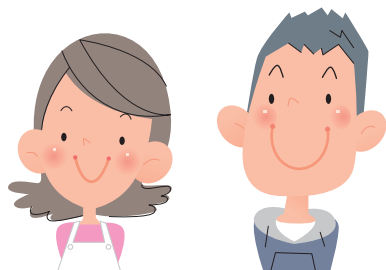
このため、団体や企業、団体等の公的・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくことが必要です。

また、社会のあらゆる分野で女性の意見を反映させるために女性自身が力をつけていくことも重要です。

## 施策の方向

### (1) 審議会等への女性の参画の促進

女性のコミュニケーション能力を活かし、女性ならではの視点による意見やアイデアを各種施策に反映させるため、審議会等への女性の登用を着実に進めるとともに、女性の一層の参画促進を要請する。



社会的責任を有する役割を依頼されたら、勇気を出して前に進んでみよう！ 何事もチャレンジだよ！ 男性も理解してるよ！

### 《数値目標》

指標名	年度	実績	年度	実績
審議会及び委員会等における女性委員の割合  ※地方自治法第202条の3の規定に基づく付属機関(18組織)	H18	12.9%	H27	14.8%
	H19	14.0%	H28	13.7%
	H20	13.8%	H29	19.5%
	H21	16.7%	年度	目標
	H22	16.3%	H30	20%
	H23	17.3%	H31	21%
	H24	18.2%	H32	22%
	H25	17.1%	H33	23%
	H26	14.8%	H34	24%以上

【参考】平成29年度おおい町内審議会及び委員会等(109組織)における女性委員の割合・・・39.0%  
[おおい町総務課調べ]

### (2) 行政等における女性職員の登用拡大

行政における施策の立案・実施の過程に対する女性の参画を促進するため、女性職員の職域の拡大や管理職への登用の推進を図る。



管理職の試験を受けてみないか？

えっ……私ですか！？  
……はい！  
頑張ります！

### (3) 地域、民間企業、団体等における女性参画の促進

地域、民間企業、団体等に対して、性別による固定的な役割分担意識の払拭を図るとともに、女性や若者の能力を正しく評価し、地域での役割、職域の拡大や管理職への積極的な女性登用等に努めるよう働きかけを行う。



女性も出来ることは  
たくさんあるはず！

## 課題 男女が共に支える農山漁村の確立

本町の農林水産業に就業している女性は、農林水産業の重要な担い手です。農林水産物の加工や直売等の起業活動にも取り組み、また家族経営協定を結ぶなど、地域の活性化活動の担い手としても重要な役割を果たしています。

しかし、女性の農林水産業経営での位置付けが十分ではないことや、各種団体等の役員への女性の登用など方針決定過程への参画も低い現状にあること、地域での総会等における発言の機会が慣習やしきたり等により限られていることなど農山漁村の女性を取り巻く環境は決して恵まれたものではありません。

このため、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習やしきたりの見直し、意識の改革を進め、農山漁村に生活する一人ひとりが自由に発言できる、住みやすく活動しやすい環境づくりを進める必要があります。

また、女性がその貢献に見合う評価を受け、男女が対等なパートナーとして経営や家庭生活、地域活動に参画していく必要があります。

### 施策の方向

#### (1) 地域における男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し

男女の役割分担意識の改革を図り、性別による差別につながる慣習等を見直し、農山漁村に暮らす男女が自分の生き方を自由に選択し自分の人生を自身で設計・実現できるよう支援する。



「女性が代理」という意識は捨てよう！  
男性だけの行事に男女問わず参加できる  
ようになってきたね！これからも柔軟な  
考え方を広げていこう！

## （２）地域における方針決定過程への女性の参画推進

農林水産業、農山漁村の発展に対し、男性とともに重要な担い手である女性の参画意識を高め、地域の生産や生活に関する方針決定過程への積極的な参画を促進する。



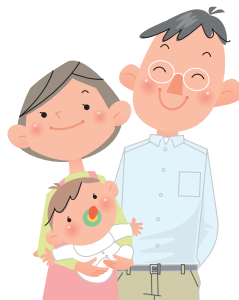
女性の声も必要だよね！  
女性ももっと活躍できるはず！  
勇気を出して前に進もう！  
地域で頑張る女性を家庭で支えよう！

## （３）女性の主体性が生かせる就業条件の支援

農林水産業における女性の果たしている役割を適正に評価し、対等なパートナーとしての家族経営協定の普及を進めるなど女性が主体性を持って取り組めるよう支援を行う。

## （４）住みよく活動しやすい環境づくり

農山漁村に生活する一人ひとりが、農山漁村の良さを実感しつつ性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、多様な生き方が選択でき、自由に発言できる、住みやすく活動しやすい環境づくりを推進していく。



みんなが、おい町民であることに誇りをもてる  
ような町を目指そう！

## 課題 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女の平等と人権の尊重についての認識及び価値観は、小さい頃から家庭・学校・地域社会の中で形成されるものです。このため、男女共同参画社会の実現にとってこれらにおける教育・学習の果たす役割は大きなものがあります。

また、性別に基づく固定的な役割分担意識を払拭するには、男女平等意識の醸成を生涯にわたって推進していくことが重要です。

このようなことから、男女共同参画の視点から男女が多様な選択を可能にする教育・学習の充実が必要です。

### 施策の方向

#### (1) 家庭における男女共同参画を基本とした養育

家庭は、子どもにとって人格形成にかかわる働きかけが最初に行われるところであることから、家庭において、社会的性別（ジェンダー）にとらわれず多様な生き方ができるように教育をするための啓発や学習機会の提供を行う。



#### (2) 学校等における男女平等意識の教育

学校等における性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女平等や人権尊重の視点に基づいた、一人ひとりを大切にする教育の一層の推進を図るとともに、教育関係者への意識啓発を行う。

### (3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

男女がそれぞれの個性と能力を發揮し、多様な生き方の可能性を探り、心豊かで生きがいのある人生を送ることができるように、充実した学習機会の提供を図り、生涯学習の推進に努める。



多彩な講座があるよ！  
色々なことに興味を持ち、自分の  
新たな一面を探してみよう！

## 基本目標Ⅱ 「男女が共に活躍できる町おおい」

### 課題 働く場における男女平等の実現

経済社会環境が変化する中で女性の就業率が高まる一方、仕事と家庭の両立が難しいなどの理由から女性が仕事を中断したり、育児を終えた女性の再就職が難しかったり、働く女性が妊娠・出産で不利益な取扱いを受けたりするというような事柄も考えられます。

豊かで活力ある社会が維持され、安定した社会保障制度が運営されるためには、就業の場に女性が進出し、その個性と能力を十分に發揮することが不可欠です。

「働くこと」は、生活を支える経済的基盤であるだけでなく、夢や希望を達成し、生きる喜びを得るための人生の基盤でもあります。男女雇用機会均等法や女性活躍推進法の趣旨にのっとり、女性の職業生活における活躍に向けた積極的な取組みを推進するなど、自営業も含めた働く場における男女平等の実現を図ることが必要です。

### 施策の方向

#### (1) 均等な雇用の機会と待遇確保の推進

男女雇用機会均等法の履行を確保し、雇用等における均等な機会と待遇確保の一層の徹底を図るなど、女性に不利な影響が出ないようにすることが必要である。また、女性が職場において意欲や能力を十分發揮できるようにするための取組みを促進する。

## 《数値目標》

指 標 名	年 度	実 績	年 度	目 標
女性の就業率	H27	49%	H34	55%以上

〔参考値〕全国 48.3% 福井県 52.6%

(平成27年国政調査結果)

### (2) 働く女性の母性保護の推進

女性が妊娠・出産・育児期にも不利益を受けずに働き続けていけるよう、職場での母性保護・健康管理の推進を図るとともに、妊娠・出産や産前・産後休業の取得を理由とした雇用管理面での不利益な取り扱いをなくすための啓発を行う。



### (3) 女性の能力発揮の支援

個人の職業能力を高め、男女それぞれが専門職・管理職等の幅広い分野へ進出するための自己啓発への援助と、長期的視点に立った人材育成を図る。



女性リーダーって生き生きしているよね！  
あなたもやってみませんか？

### (4) 多様な働き方に伴う就業条件の整備

パートタイム労働、在宅勤務等の多様化する就業形態における適正な就業条件の整備・改善を図るとともに、情報の提供や支援を行う。

## (5) 自営業における男女共同参画の推進

自営業において女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価され、経営や家庭生活に男女が対等なパートナーとして参画していくための啓発を行う。

### 課題 男女の仕事と家庭生活の両立支援

近年では、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法など男女がともに育児・介護等を分担しながら、就業を継続していくための法的整備が進んでいますが、育児・介護休業制度の利用はまだ十分とはいえない状況です。

このようなことから、男女が協力して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を作るため、法制度の定着を推進し、制度を利用しやすい職場環境の整備を図る必要があります。女性にとって働きやすい職場は、男性にとっても、障害を抱える人や外国籍の人たちにとっても働きやすく、個性と能力を発揮することのできる環境です。

また、多様なライフスタイルに対応できるよう、社会全体で育児や介護を支援していくなど男女の仕事と家庭生活の両立を支援していくことが必要です。

## 施策の方向

### (1) 仕事と家庭の両立のための職場環境の整備

育児・介護休業法の趣旨・内容の周知に努めるとともに、実際に利用しやすい職場環境の整備を促進する。



男性も育児休暇を取得してみよう！  
周りの人も応援してあげようね！



## (2) 仕事と家庭の両立の社会的支援

働きながら子どもを産み育てたいと思う人、介護をしながら働く必要のある人など、多様な需要に対応できる体制の整備を図るとともに、仕事と家庭の調和を進めることが職場や個人にとって、また、社会全体にとっても重要であることを普及啓発する。



仕事と家庭の両立の大変さをみんなが理解することが大切だね！

### 【平成28年度意識調査アンケート結果より】

**問** 女性の社会進出についてどう思いますか？

項目	女性もどんどん社会で活躍すべき	どちらかといえば社会で活躍すべき	どちらかといえば家庭を優先すべき	女性は何よりも家庭を優先すべき	無回答
男性	84%	8%	8%	0%	0%
女性	69%	23%	8%	0%	0%

### 課題 男女で共に担う家庭・地域生活の実現

家事・育児・介護は、主に女性の役割とされていることから、特に職業を持っている女性にとって大きな負担となっています。

家事は男性がするものではないといった考え方もいまだに見受けられ、このような周囲の考え方が男女で家事等を分担することの妨げとなっています。

男性にとっても家庭生活に目を向けることは、青少年の健全育成、高齢期における生活を考えると重要な課題です。

また、地域においては区の活動やPTA活動等のほか、環境・教育・消費など様々な分野におけるボランティア等による活動が広がりを見せています。これらの地域活動に男女が共に参画することが重要です。

このようなことから、男女が対等な立場で家庭内や地域での責任を共に担い、豊かでゆとりのある生活を築くことが必要です。

## 施策の方向

### (1) 家事・育児・介護に対する男女の共同責任

少子化や高齢化、核家族化が進む中、家庭や地域、職場等のあらゆる場で男女が共同責任を担う必要があるという意識の浸透を図るため、性別による固定的な役割分担意識を払拭し、「時間に余裕がある方」が率先して家事等に取り組み、互いに協力して家事等を行うよう、あらゆる機会を通じて普及啓発する。



それぞれの家庭の状況に  
合った共同参画をしてい  
こう！

### (2) 男女が共に参画する地域づくりの促進

男女とも、地域における活動やボランティア等の活動に積極的に参画できるように、男女のリーダーを養成する。



男女の特性を活かした  
地域づくりをしていこう！

## 基本目標Ⅲ 「男女が共に安心して暮らせる町おおい」

### 課 題 異性に対するあらゆる暴力の根絶

異性に対する暴力とは、公私を問わず、異性に対して身体的、精神的、性的、経済的、社会的に障害や痛みをもたらす行為や、そのようなことを行うという脅迫などを指し、性犯罪、売買春、ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人などのパートナーからの暴力＝DV）などの家庭内暴力（子どもを巻き込んだ暴力を含む）、セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）等様々なものがあります。このような異性に対する暴力は、異性に対する重大な人権侵害です。

今日では、女性だけではなく、男性のDV被害者や相談も増加傾向にあります。また、インターネットや携帯電話の普及により多様化しています。

家庭内の問題と思われがちですが、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係などその背景には社会的、構造的な問題があることを認識し、暴力を根絶するための意識啓発を行うとともに、被害者を救済し、相談する体制を整備することが必要です。

#### 施策の方向

##### (1) 異性への暴力に対する厳正な対処及び暴力防止の啓発推進

異性に対するあらゆる暴力についての認識を徹底し、厳正かつ適切な対処を行う。また、「女性に対する暴力をなくす運動週間」などにおいて、暴力を根絶するための意識啓発を行う。更に、社会教育や家庭教育を通じて異性への暴力根絶に向けた意識改革を促す。



DVは絶対に許されない犯罪  
だということをみんなが認識  
しよう！

## 暴力(DV)の種類

身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞める、髪を引っ張る、突き飛ばす、刃物などで脅す、など
精神的暴力	馬鹿にする、無視する、大声で怒鳴る、発言させない、大切にしているものを壊す、など
性的暴力	性行為の強要、避妊に協力しない、ポルノを無理に見せる、など
経済的暴力	生活費を渡さない、家計を厳しく管理し金銭的自由を与えない、など
子どもを利用した暴力	子どもに悪口を吹き込む、子どもを取り上げると脅す、など
社会的暴力	友人や親戚などとの付き合いを制限する、電話やメールの内容を細かくチェックする、行動を監視する、など

あなたは  
大丈夫ですか!?

配偶者や同棲相手ではなく、交際している相手から受ける暴力のことを「デートDV」と呼びます。デートDVは、中高生や大学生など未成年間でも起こります。



## (2) 被害者に対する相談、支援策の充実

被害者が相談しやすい環境の整備や相談体制の整備を行う。また、性犯罪については、その特性を考慮して被害者の精神的負担への配慮や被害者に対する支援策の充実に努める。



一人で悩まず、相談してね！  
※相談機関一覧表（P25）

## 課題 メディアにおける人権の尊重

メディアによってもたらされる情報は、社会や人々の意識や行動に大きな影響を与えます。

メディアには、一方では男女共同参画意識が浸透するという大きな効果があります。しかし、他方では、番組基準や倫理規定等の策定、厳守等の様々な取り組みが進められていますが、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱ったもの、また、男性に対しても性差別的な情報が依然として存在しています。

情報通信技術の進展によりメディアの影響は、さらに大きくなるものと予想され、メディアにおける人権を尊重することが必要です。

### 施策の方向

#### (1) メディアにおける人権の尊重

メディアからの情報を主体的に読み解いていく能力を養うとともに、性や暴力表現の著しい情報など有害環境の浄化を推進する。

#### (2) インターネット等新たなメディアの適正な利用

インターネットや SNS など新たなメディアが社会や生活に及ぼす影響について、学校教育や社会教育、家庭教育を通じて理解を深め、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成する。



## インターネットやSNSの悪用は

**絶対にやめよう！**



### (3) 行政の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進

公的機関が発行する刊行物等については、男女の人権を尊重した表現を行うとともに、固定化された性差にとらわれない表現とする。

## 課題 男女が共に思いやる健康づくり

男女共に、ストレスを感じたり、健康に不安を持ったりする人が見られます。また、女性は、妊娠・出産によりライフサイクルを通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。

生涯にわたり、健康で豊かなゆとりある生活を送ることは、全ての人の望みであり、男女が共に自立して生きていくための基本的要件です。このため男女が共に、生涯を通じた健康づくりを進める必要があり、生涯を通じた健康管理支援が必要です。

特に、近年、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し健康を享受することの重要性が、注目されるようになりました。この性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ\*）という視点を重視しつつ、女性がその健康状況に応じて的確に自己管理ができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、各年齢段階に応じた課題に対応するため適切な体制を構築し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることが求められます。

また、近年は、性に関する情報が氾濫する中で十代の少女が性犯罪の被害に遭ったり、自ら売春に走ったりするケースも増加しています。自らの性を商品化することにより、健康や人格形成に悪影響を及ぼすことが懸念されます。性非行の防止を進めるとともに性に関する正しい知識の啓発・教育が必要です。

#### ※ [リプロダクティブ・ヘルス／ライツ]

性と生殖に関わる権利のこと。女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態にあるために、いつ何人子供を産むか、または産まないかを選ぶ自由を含む、性と生殖に関しての女性の自己決定権を尊重する考え方。

## 施策の方向

### (1) 性と生殖に関する健康・権利に関する意識の浸透

性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識を広く浸透させ、女性の妊娠・出産にかかわる機能を尊重し、女性が自分の身体について主体的に受け止め、自己決定権を持つことができるよう啓発するとともに、男女が共に関心を高めるよう正しい知識・情報の提供を行う。

### (2) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

男女が共に、生涯にわたって健やかに生活できるように、思春期、更年期、高齢期等、各ステージに応じた健康づくりの支援を行うとともに、健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推進する。



男女が共に支え合い、いつまでも元気でいきいきとした生活を送ろう！

### (3) 男女の健康をおびやかす問題についての対策の推進

HIV／エイズや性感染症は、男女の健康をおびやかす問題であり、患者・感染者に対する偏見をなくし、正しい理解に基づいた行動がとれるよう、正確な情報提供等を行う。

### (4) 性に関する教育・啓発の推進

命の大切さを教えるとともに、結婚、妊娠、出産、育児についての認識を深めるための教育、啓発を行う。

## 課題 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

高齢者の介護には家族全員の協力や地域における支え合いが必要ですが、現実には女性の負担が大きくなっています。

このような状況から、今後、ますます増大する高齢者の介護ニーズに的確に対応するとともに、長寿を真に喜ぶことができるための健康と生きがいづくりが必要です。

また、高齢者を単に支えられる側に位置付けるだけでなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的に捉えることが必要です。

### 施策の方向

#### (1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

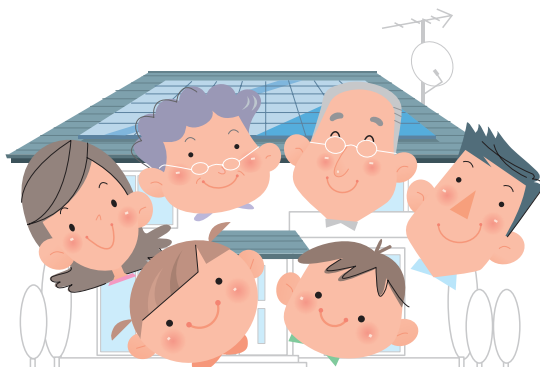
介護負担が女性に集中することなく、男女が協力して介護を担うことができるよう、介護保険制度を円滑に実施し、高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築を図る。

#### (2) 高齢者が安心して暮らせる生活環境づくり

高齢者が、地域における支え合いのもとで、男女の区別なく互いに協力し合う関係により、住み慣れた地域で健康で安心して生活が送れるよう、地域での見守りや生活支援体制の整備を図り、寝たきりを防ぐための外出支援策など保健・医療・福祉施策の総合的な推進を図る。

#### (3) 高齢者の社会参加の促進

高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進するため、社会参加の機会拡大を図るとともに、高齢者がその能力を発揮し、豊かで充実した地域活動や職業生活を送るための機会の確保を図る。



家族みんなで協力しよう！



#### (4) 障害者の自立した生活の支援

障害者の自立と社会参加を促進するため、建築物等における物理的なバリアフリーなど生活環境面の改善や、心のバリアフリーのまちづくりのための啓発など各種施策の総合的な推進を図る。



障害者の将来の不安解消に向けたまちづくりは、心のバリアフリーのまちづくりへとつながっていくよね！

### 課 題 国際交流と協力の推進

社会・経済・文化等あらゆる分野において国際化が進展し、私たちの身近な生活においても国際社会との関わりが強くなっています。男女共同参画社会の形成は国際的な動向であり、日本における男女平等に向けた取り組みも国際社会の動きに対応して進められてきています。

私たち一人ひとりが、国際交流や協力を通じて互いの文化や国民性に対する理解を深め、「共に生きる」開かれた地域社会を実現するため、国際社会の一員として男女共同参画意識を広く推進していくことが必要となっています。

#### 施策の方向

##### (1) 国際交流と協力の推進

国際交流を促進し、国際的視野を持った女性リーダーの養成や国際交流を推進していくための中核となる人材育成・確保を図る。



地域の間人間関係を築くまでが大変だけど、地域の中で様々な行事に参加し頑張っている方々もいるよね！  
外国の文化の違いとともに、家庭生活における役割の違いなどを知るのも勉強になるね！

# 相談窓口



★ひとりで悩まずにご相談を！

内容	窓口	電話番号	受付時間等
<b>女性総合相談</b> (一般相談・こころの相談・法律相談)  <b>配偶者に対する暴力相談</b>	福井県生活学習館 (ユー・アイふくい) 福井市下六条町 14-1	0776-41-7111  0776-41-7112	<b>【一般相談・配偶者に対する暴力相談】</b> 火～日曜日 (第3日曜日を除く) 9:00～16:45 <b>【こころの相談】</b> 毎月第1木曜日 13:00～16:00 <b>【法律相談】</b> 毎月第4土曜日 13:00～16:00 ※祝日の翌日・年末年始(12月28日～1月4日)除く。
<b>配偶者に対する暴力相談</b>	嶺南振興局若狭健康福祉センター (配偶者暴力被害者支援センター) 小浜市四谷町 3-10	0770-52-1300	平日 8:30～17:15 ※土日・祝日・年末年始除く。
<b>性犯罪被害やストーカー被害などの相談</b>	福井県警察本部 「レディーステレフォン」 福井市大手 3 丁目 17-1	0776-29-2110 (フリーダイヤル) 0120-292-170	平日 8:30～17:15 ※土日・祝日・年末年始除く。
<b>人権相談</b>	福井県人権センター 福井市手寄 1 丁目 4-1 アオッサ7階	0776-29-2111	火～金曜日、第2第4日曜日とその前日の土曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始除く。
<b>高齢者に関する総合相談</b>	おおい町地域包括支援センター おおい町本郷 92-51-1	0770-77-2770	平日 8:30～17:15 ※土日・祝日・年末年始除く。
<b>心配ごと相談</b>	おおい町社会福祉協議会 おおい町本郷 82-14 あみーシャン大飯内	0770-77-3415	毎月第1金曜日 (祝日の場合は次週) 9:00～12:00 ※年末年始除く。

おおい町男女共同参画推進会議 (総務課) TEL0770-77-4050

# 第4章 計画の推進

## 1 推進体制

男女共同参画を推進するため、「おい町男女共同参画推進会議」を設置しています。男女共同参画社会の実現に向けて、町民・各種団体・事業者・行政の連携強化を図ります。

### おい町男女共同参画推進会議

男女共同参画社会の実現に向けて、おい町男女共同参画プランの推進に関する重要事項について審議し、広く意見を聴取するとともに、具体的に計画を推進します。



## 2 実効性

男女共同参画に関する町民の意識調査を定期的実施し、男女共同参画の取り組みに対する推進状況の把握に努め、適時に情報を公開することにより計画の実効性を高めます。また、社会情勢の変化により、必要に応じた見直しを行います。

# 参 考 资 料







## おおい町男女共同参画推進会議設置要綱

(平成二十年七月十五日告示第五十九号)

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、おおい町男女共同参画プランの推進に関する重要事項について審議し、広く意見を聴取するとともに、具体的に計画を推進するため、おおい町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) おおい町男女共同参画プランの実現に向け、総合的な施策の推進に関すること。
- (2) おおい町男女共同参画プランの進行管理に関すること。
- (3) 男女共同参画の普及啓発に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項

(構成)

第3条 推進会議は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般町民及び各種団体の代表者等
- (3) 公募に応じた者

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、会務を総括し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進会議は、必要に応じ会長が召集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときには、推進会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務課において行う。



(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月26日告示第160号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年11月26日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示による改正後のおおい町男女共同参画推進会議設置要綱第3条第2項の規定により最初に委嘱される委員の任期は、第5条本文の規定にかかわらず、委嘱された日から平成26年3月31日までとする。

# 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改 正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二条  
最終改正 平成十一年十二月二十二日同 第百六十号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総 則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社

会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の

施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に

#### 関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### （国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### （苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### （調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### （国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### （地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

改正年月日：平成二十九年三月三十一日法律第十四号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭



生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施

#### 時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### (基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条

の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する

者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関

する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。



- 一 第十条第二項の規定に違反した者
  - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
  - 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (平二九法一四・一部改正)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定

公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



# 福井県男女共同参画推進条例

平成十四年十月十一日  
福井県条例第五十九号

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第七条）

#### 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

##### 第一節 男女共同参画の推進に関する基本計画（第八条）

##### 第二節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策（第九条—第十六条）

##### 第三節 男女共同参画の推進に関する普及啓発（第十七条—第十九条）

##### 第四節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等（第二十条—第二十三条）

#### 第三章 福井県男女共同参画審議会（第二十四条—第二十九条）

### 附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

福井県では、男女平等の実現に向けて、国際社会や国の動きと協調しつつ、女性の就業率や夫婦共働きの割合が高いという地域特性を踏まえ、様々な取組が進められてきた。

しかしながら、社会の様々な分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度または慣行が依然として根強く存在しており、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

これらの課題に対処して、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現し、ゆとりと創造力あふれる福井を築いていくためには、県、市町、県民および事業者が連携し、および協働しながら、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に展開していくことが必要である。

ここに、わたしたちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために、この条例を制定する。

## 第一章 総 則

### （目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 社会のあらゆる分野における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとなるように見直されること。
- 三 男女が、社会の対等な構成員として、県における政策または民間団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- 五 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、および実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者およびこれらの者で組織する民間団体(以下「県民等」という。)ならびに市町と連携し、および協力して取り組むよう努めるものとする。

(平十七条例六十五・一部改正)

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度および慣行の改善その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動とを両立することができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、性別を理由とするあらゆる差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、性的な言動により相手方の生活環境を害する行為および性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をしてはならない。
- 3 何人も、配偶者その他の男女間における暴力行為(精神的に苦痛を与える行為を含む。第十五条において同じ。)をしてはならない。

## 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

### 第一節 男女共同参画の推進に関する基本計画

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう配慮するものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### 第二節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策

(県民等の理解を深めるための措置)

第九条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育および学習の機会の充実に努めるものとする。

(制度および慣行の改善を促進するための措置)

第十条 県は、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識の改革および当該意識に基づく制度または慣行の改善を促進するため、情報の提供、人材の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立のための支援)

第十一条 県は、家族を構成する男女が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(農山漁村における男女共同参画の推進)

第十二条 県は、農山漁村において、男女が、農林水産業の経営およびこれに関連する活動または地域における活動に共同して参画することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(働く場における男女共同参画の推進)

第十三条 県は、すべての働く場において、男女が性別にかかわらず個々の能力を発揮することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(政策等の決定過程における男女共同参画の推進)

第十四条 県は、市町および民間団体における政策および方針の決定過程において、男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、附属機関その他これに準ずるものにおける委員の任命または委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(平十七条例六十五・一部改正)

(暴力の根絶)

第十五条 県は、配偶者その他の男女間における暴力行為を根絶し、および被害者の保護を図るために、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町、県民等の活動に対する支援)

第十六条 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策および県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平十七条例六十五・一部改正)

### 第三節 男女共同参画の推進に関する普及啓発

(男女共同参画推進員の設置)

第十七条 県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の推進に係る普及

啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置く。

(男女共同参画月間)

第十八条 男女共同参画についての県民等の関心と理解を深めるため、男女共同参画月間を設ける。

2 男女共同参画月間は、六月とする。

(表彰)

第十九条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民等を表彰することができる。

#### 第四節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等

(推進体制の整備等)

第二十条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、および実施するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 福井県生活学習館を男女共同参画の推進のための拠点施設とする。

(相談および苦情の処理)

第二十一条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為について、県民等から相談があったときは、関係機関と連携して適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し適切な処理をするよう努めるものとする。

3 知事は、前項に規定する申出の処理に当たり特に必要があると認めるときは、福井県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査研究等)

第二十二条 県は、男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(年次報告)

第二十三条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況および男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について報告書を作成し、公表するものとする。

### 第三章 福井県男女共同参画審議会

(福井県男女共同参画審議会)



第二十四条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、福井県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十五条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 この条例の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理に関すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する重要事項についての調査審議および建議に関すること。

(組織)

第二十六条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第二十七条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十八条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第二十九条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定され、および公表されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図

るためのものは、第八条の規定により策定され、および公表されたものとみなす。

附 則（平成十七年条例第六十五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - 一から四まで 略
  - 五 前各号および次号に掲げる規定以外の規定 平成十八年三月三日

## 第3次おおい町男女共同参画プラン 平成30年3月 発行

---

発行 おおい町

〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷136-1-1  
TEL.0770-77-1111 FAX.0770-77-1289